

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課宗教法人・文化財担当
内線番号	4521

No.	項目	内容
①	処分名	宗教法人の規則の変更の認証
②	法令名	宗教法人法
③	法令番号	昭和26年法律第126号
④	根拠条項	第26条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>(規則の変更の手続)</p> <p>第26条 宗教法人は、規則を変更しようとするときは、規則で定めるところによりその変更のための手続をし、その規則の変更について所轄庁の認証を受けなければならない。この場合において、宗教法人が当該宗教法人を包括する宗教団体との関係(以下「被包括関係」という。)を廃止しようとするときは、当該関係の廃止に係る規則の変更に関し当該宗教法人の規則中に当該宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合でも、その権限に関する規則の規定によることを要しないものとする。</p> <p>2 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更しようとするときは、第二十七条の規定による認証申請の少くとも二月前に、信者その他の利害関係人に対し、当該規則の変更の案の要旨を示してその旨を公告しなければならない。</p> <p>3 宗教法人は、被包括関係の設定又は廃止に係る規則の変更しようとするときは、当該関係を設定しようとする場合には第二十七条の規定による認証申請前に当該関係を設定しようとする宗教団体の承認を受け、当該関係を廃止しようとする場合には前項の規定による公告と同時に当該関係を廃止しようとする宗教団体に対しその旨を通知しなければならない。</p> <p>4 宗教団体は、その包括する宗教法人の当該宗教団体との被包括関係の廃止に係る規則の変更の手続が前三項の規定に違反すると認めたときは、その旨をその包括する宗教法人の所轄庁及び文部科学大臣に通知することができる。</p>
⑦	審査基準	<p>・宗教法人の規則等の認証に関する審査基準(留意事項) (平成6.10.1施行)</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	文教課 宗教法人・文化財担当 (075-414-4521)
⑬	備考	